



新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

- 今般、新たに国から事務連絡^{※1}が発出され、新型コロナウイルス感染症患者の療養期間等が変更となりました。主な変更点は下記のとおりです。

1 療養期間等について

(1) 有症状者(人工呼吸器等による治療を行った場合を除く)

(a) 現に入院(高齢者施設に入所)していない者

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には8日目から解除可能となります。

ただし、10 日間が経過するまでは、

- 検温などご自身による健康状態の確認
- 高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること
- マスクを着用すること等

自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

(b) 現に入院(高齢者施設に入所)している者

発症日から 10 日間が経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に 11 日目から解除可能となります(従来から変更なし)。

(2) 無症状患者(無症状病原体保有者)

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目から解除可能となります(従来から変更なし)。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から解除可能となります。ただし、7日間が経過するまでは

- 検温などご自身による健康状態の確認
- 高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること
- マスクを着用すること等

自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

2 陽性者の療養期間中の外出自粛について

療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

3 適用日について

本対応は令和4年9月7日から適用となり、同日時点で患者である者にも適用します。

※1 令和4年9月7日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」(別添のとおり)